

県発注工事における見積内訳書の記載及び労務費ダンピング調査等の導入について

本県では、公共工事における適正な労務費の確保及びダンピング受注の防止を図るため、新たな取組を導入します。

1 導入の背景・目的

公共工事においては、建設業者に対し、労務費等を明示した入札金額の見積内訳書の提出が義務付けられるとともに、発注者には当該内訳書の確認等が求められています。

本県では、これらを踏まえ、労務費の適正な確保及び品質確保の観点から、以下の取組を実施します。

2 導入内容

(1) 見積内訳書への必要項目の記載

入札参加者は、見積内訳書に以下の項目を記載の上、提出してください。

【記載項目（5項目）】

・労務費 ・材料費 ・法定福利費 ・安全衛生費 ・建設業退職金共済契約に係る掛金

※ 市場単価又は標準単価等を活用している場合等により、個別項目の算出が困難であるときは、「算出不能」又は「計上不可」と記載することができます。なお、一部のみ記載が可能な場合は、その旨を明記の上、計上可能な費用について記載してください。

※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条の趣旨を踏まえ、見積内訳書において記載項目が「未記入」又は「項目無し」の場合は、原則として落札候補者の当該入札は「無効」となります。

(2) 労務費ダンピング調査の実施

落札候補者の応札額のうち直接工事費について、労務費や材料費等が適切に確保されているかを確認するため、一定の基準額（一定水準）以上であるかを審査します。

※ 上記一定水準を下回る場合は、理由の確認を行います。

※ 不合理な点が認められる場合は、注意喚起・警告を行うとともに、国土交通省が設置する建設Gメンへの通報を行います。

【確認基準（一定水準）】

土木工事：直接工事費（県積算額）×0.97

建築工事：直接工事費（県積算額）×（1-α※）×0.97

※ α=0.1 又は、0.2（以下を参考に設定）

一般工事：0.1

昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事：0.2

3 適用開始時期

令和8年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。

4 その他

・制度の詳細については、入札公告や関係資料をご確認ください。

・ご不明な点がございましたら、入札監理課までお問い合わせください。

（電話 024-521-7889）